

令和 8 年度教職員健康診断等業務委託仕様書

1. 委託の名称 令和 8 年度教職員健康診断等業務

2. 委託業務

本委託は、労働安全衛生法第 66 条、学校保健安全法第 15 条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2 および滋賀県教育委員会職員安全衛生管理規程第 26 条その他関係法令に基づき、県教育委員会事務局および県立学校以外の教育機関（以下「事務局」という。）に勤務する職員（以下「事務局職員」という。）、県立学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）および公益法人等に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の健康管理の一環として実施する職員健康診断ならびに県教育委員会が市町立学校に勤務する県費負担職員として新たに臨時的に任用する職員（以下「市町立学校臨時職員」という。）の雇入時に実施する健康診断にかかる健診業務等を委託するものである。

3. 委託業務の目的

県教育委員会事務局、県立学校以外の教育機関、県立学校に勤務する職員および公益法人等に派遣される職員ならびに県教育委員会が市町立学校に勤務する県費負担職員として新たに臨時的に任用する職員の健康管理の一環として実施する健康診断に係る健診等業務を、業務委託契約書および本仕様書に基づき実施する。

4. 委託の内容

委託業務の業務項目は、次のとおりとする。

- (1) 定期健康診断（一般健診）
- (2) 胃検診（事務局、派遣職員：胃がん検診、県立学校：定期健康診断）
- (3) B 型肝炎検査、予防接種
- (4) C 型肝炎検査
- (5) 雇入時健康診断（市町立学校臨時職員）

5. 健診の実施場所

健診の実施場所は、県庁（大津合同庁舎含む）、総合教育センター、図書館、県立学校 70 校（1 分校、3 中学校、4 高等養護学校を含む。）および三雲養護学校紫香楽校舎とする。

また、健診事業者の施設を協議のうえ健診場所として使用する場合がある。

その他必要がある場合は、別途指示する。

なお、所属コード、所属名、住所は〈別表 1〉のとおりとする。変更がある場合は別途指示する。

6. 委託の期間 令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日までとする。

7. 健診の種類およびその期間（予定）

- (1) 定期健康診断（胃検診を除く）令和 8 年(2026 年) 4 月 21 日から 6 月 30 日まで
- (2) 胃検診（事務局および派遣職員は胃がん検診、県立学校は定期健康診断として実施）
事務局・派遣職員（胃がん検診）

令和 8 年(2026 年) 9 月 1 日から 11 月 30 日まで

県立学校（定期健康診断） 令和8年（2026年）9月1日から11月30日まで
(3) 定期健康診断と胃検診同時実施の場合

定期健康診断（胃検診を除く）と同じ日程で実施する。

(4) B型肝炎

HBs抗原抗体検査 令和8年（2026年）4月21日から6月30日まで
（定期健康診断時に採血）

予防接種（1回目） 令和8年（2026年）7月～8月のうち1日

（2回目） 1回目接種から約1か月後

（3回目） 1回目接種から約6か月後

※予防接種実施日および巡回する接種会場は別途指示する。

(5) C型肝炎検査 令和8年（2026年）4月21日から6月30日まで
（定期健康診断時に採血）

(6) 雇入時健康診断 令和8年（2026年）4月21日から6月30日まで

(7) その他

定期健康診断（胃検診を除く）については、定期健康診断期間中に受診できなかった職員のために、追加日程として健診を5日間程度実施する場合があります。

また、身体に障害のある職員および(1) 定期健康診断（胃検診を除く）を受診できなかった職員に対し健診業者の施設を健診場所として健診を実施する場合があります。詳細は別途協議する。B型肝炎予防接種ができなかった職員に対し健診業者の施設を接種場所として予防接種を実施する場合があります。詳細は別途協議する。

なお、(1)～(6)については、期間を変更する場合があります。その場合は別途指示する。

8. 健診項目、健診対象者および見積項目

(1) 定期健康診断（胃検診を除く）

対象者：事務局職員、県立学校職員、派遣職員

- | | |
|--|--|
| ①問診 | 全職員 |
| ②身長・体重(BMI計算) | 全職員 |
| ③視力 | 全職員 |
| ④聴力 | 35歳、40歳および45歳以上および健康福利室が指示した職員については、1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音によるオージオメーターでの検査、その他は簡易検査 |
| ⑤腹囲 | 全職員 |
| ⑥胸部X線検査(結核の有無)
(胸部X線デジタル撮影) | 全職員 |
| ⑦血圧 | 全職員(初回高値の者は5分間安静後に再測定) |
| ⑧尿 | 全職員(蛋白、糖：試験紙による) |
| ⑨心電図(12誘導) | 全職員 |
| ⑩血液検査 | 全職員 |
| ア 貧血検査(RBC, Hb) | |
| イ 肝機能検査(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GTP) | |
| ウ 血中脂質検査(HDL-ch, LDL-ch, TG) | |
| エ 血糖検査(HbA1c [ヘモグロビンA1c]) | |

⑪ (共済) 血液検査 40歳以上の公立学校共済組合員
血清クレアチニン検査 (e-GFR検査を含む)

⑫ (共済) 眼底検査 40歳以上の公立学校共済組合員で特定健康診査の判定基準に該当するもののうち、医師が必要と認めたもの。

⑬追加問診 (事務局、県立学校)

⑭診断区分判定料 (派遣職員)

⑮総合判定(健康管理指導区分判定)料 (事務局、県立学校)

⑯医師出動料 医師による診察
詳細は別途指示する。

定期健康診断と胃検診を同日実施する場合、医師出動日数は定期健康診断に含めるものとする。

⑰出張料 会場設営、受付、問診、身長・体重測定、片付け等の経費を含む。

ただし、⑩および⑫については、当該定期健康診断において一連の健診項目として実施するが、公立学校共済組合滋賀支部において経費負担(健診費用および人件費等の諸経費を含む)するため、⑩および⑫の健診にかかる経費の契約については、別途、公立学校共済組合滋賀支部と契約を締結すること。これにより、⑩と⑫については、当該入札の応札項目とはしない。

なお、落札業者へは、公立学校共済組合滋賀支部より、別途連絡がある。

(2) 胃検診(事務局および派遣職員は胃がん検診、県立学校は定期健康診断として実施)

対象者：事務局および派遣職員 40歳以上の職員のうち希望する者
県立学校 40歳以上の職員

①胃部X線検査(デジタル撮影 8方向)および読影

②出張料 見積単価に含めること(会場設営、受付、片付け等の経費を含む。)

③医師出動料

(3) B型肝炎

(a) B型肝炎検査

対象者：県立学校養護教諭および盲学校理療科教員
HBs抗原抗体検査(定量)

(b) 予防接種(3回実施)

対象者：抗原抗体検査の結果に基づき、別途指示する。

①ワクチン接種

②医師出動料

(会場設営、受付、片付け等の経費を含む。)

(4) C型肝炎

対象者：盲学校理療科教員
HCV抗体検査

(5) 雇入時健康診断(教職員課担当)

対象者：市町立学校臨時職員

①問診

②身長・体重(BMI計算)

③視力

④聴力(1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音によるオーディオメーターでの検査)

⑤腹囲

⑥胸部X線検査(結核の有無) (胸部X線デジタル撮影)

⑦血圧(初回高値の者は5分間安静後に再測定)

⑧尿(蛋白、糖：試験紙による)

⑨心電図(12誘導)

⑩血液検査

- ア 貧血検査 (RBC, Hb)
 - イ 肝機能検査 (AST (GOT), ALT (GPT), γ -GTP)
 - ウ 血中脂質検査 (HDL-ch, LDL-ch, TG)
 - エ 血糖検査 (HbA1c [ヘモグロビン A1c])
- ⑪ 医師による診察 定期健康診断で出動している医師により行う。詳細は別途指示する。
- ⑫ 診断区分判定料

9. 過年度データ

教育委員会の実施した健診の過年度データは、健診結果に経年データとして反映させること。個人への結果通知書は今回を含め3年以上、健康診断個人票は今回を含め3年以上が一覧して比較できること。過年度データを持たない場合は、電子媒体 (Excel) により提供するので、速やかに取込みの上、健診結果に経年データとして反映させること。

提供するデータの詳細については、落札決定後速やかに協議する。

10. 健診日程、受診対象者データおよび受診票等に関する事項

(1) 定期健康診断 (胃検診を除く)

① 健診日程

別添「定期健康診断日程表」のとおりとする。ただし、日程を変更する場合は、別途指示する。また、健診事業者の施設を協議のうえ健診場所として使用する場合は、別途指示する。

なお、日程表には本委託以外に外郭団体 (公立学校共済組合、一般財団法人滋賀県教職員互助会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会) の日程が含まれているが、日程以外の項目については、当該外郭団体と協議することとする。

② 受診対象者データおよび受診票

ア 事務局職員および県立学校職員の受診対象者データを、4月中旬 (予定) に電子媒体により提供するので、定期健康診断対象者の受診票を速やかに作成すること。

イ 令和8年 (2026年) 4月1日以降に、会計年度任用職員等で事務局の職員となった者、および臨時講師、会計年度任用職員等で県立学校の職員となった者で、アの受診対象者データに含まれていない者については、「健康診断対象者報告書」を书面または電子媒体により提供するので、受診票を作成すること。

ウ 派遣職員の受診対象者については、「健康診断対象者報告書」を书面により提供するので、受診票を作成すること。

エ 事務局職員の受診票は、健康福利室へ納品すること。また、県立学校職員および派遣職員の受診票は健康福利室から渡す文書を添付のうえ、当該県立学校および派遣先所属へ送付すること。

オ 媒体の引渡し後に受診対象者の追加や削除などの変更がある場合は、別途指示する。

なお、「健康診断対象者報告書」により報告された者で、職員番号 (7桁) を有していない者については、健康福利室から固有番号を設定するので、データ処理にあたっては健康福利室まで確認すること。

カ 年度途中で職員番号等の変更を依頼した場合には、変更作業を行うこと。

(2) 胃検診 (県立学校職員は定期健康診断、事務局職員・派遣職員は胃がん検診として実施)

①健診日程

検診実施の3か月前までに巡回日程（案）を提出すること。日程の作成にあたっては、「11. 日程調整に関する事項」を参照すること。

②受診対象者データおよび受診票

ア 事務局職員については、受診対象者データを提供するので、速やかに受診票を作成すること。

イ 県立学校職員については、定期健康診断の対象者データから受診対象年齢以上の職員を抽出の上、対象者の受診票を速やかに作成すること。詳細は別途協議すること。

ウ 派遣職員については、各派遣先所属から報告される「受診者報告書」を提供するので、速やかに受診票を作成すること。

エ 事務局職員の受診票は健康福利室へ納品すること。また、県立学校職員および派遣職員の受診票は健康福利室から渡す文書を添付のうえ、当該県立学校および派遣先所属へ送付すること。

オ 受診対象者データの引渡し後に受診対象者の追加や削除などの変更がある場合は、別途指示する。

(3) 定期健康診断と胃検診同時実施の場合

①健診日程

定期健康診断（胃検診を除く）と同じ日程で実施する。

②受診対象者データおよび受診票

ア 該当の県立学校職員の受診対象者データを、4月中旬（予定）に電子媒体により提供するので、定期健康診断および胃検診の対象者の受診票を速やかに作成すること。

イ 同時実施の場合、定期健康診断と胃検診同時実施の受診票は一体化した受診票とすること。ただし、詳細は別途協議すること。

③その他の事項

定期健康診断と胃検診の同時実施に関する事項のうち、①、②アおよび②イに定めるもの以外については、定期健康診断（胃検診を除く）の規定に準じて取り扱うこととする。

(4) B型肝炎

①B型肝炎検査

ア 検査日程

定期健康診断（胃検診を除く）と同じ日程で実施する。

イ 受診対象者データおよび受診票

健康福利室において受診対象者氏名・職員番号・所属・所属コードを明記した名簿を提供するので、受診票を作成すること。

②予防接種

ア 接種日程

予防接種は3回行うこととする。日程および会場については別途指示する。

イ 受診者データおよび問診票等

対象者についてはB型肝炎検査の結果をもって決定するため、別途指示する。予防接種問診票……健康福利室で作成。（別途指示する。）

予防接種実施記録…健康管理個人票等別途定める様式に実施記録を行うこと。

記録内容は予防接種を受けた者の氏名、実施年月日、Lot No、接種した医師名その他必要事項とするが、詳細

は別途指示する。

(5) C型肝炎

① C型肝炎検査

ア 検査日程

定期健康診断（胃検診を除く）と同じ日程で実施する。

イ 受診対象者データおよび受診票等

健康福利室において受診対象者氏名、職員番号、所属、所属コードを明記した名簿を提供するので、受診票を作成すること。

検査結果は、健康管理個人票等別途定める様式に記録を行うこと。

(6) 雇入時健康診断（教職員課担当）

① 健診日程

7(6)の期間内に行うこととする。ただし、日程を変更する場合は、別途指示する。県庁および県立学校を健診場所として使用する場合は、定期健康診断（胃検診を除く）の健診日程のとおりとする。また、健診事業者の施設を協議のうえ健診場所として使用する場合は、別途指示する。

② 受診対象者データおよび受診票

ア 受診対象者データを、4月中旬（予定）に電子媒体により提供するので、定期健康診断対象者の受診票を速やかに作成すること。

イ 受診票は教職員課へ納品すること。

ウ データの引渡し後に受診予定者の追加、変更がある場合には別途指示する。

(7) 健診日程、受診対象者データおよび受診票に関して錯誤等があった場合は、速やかに健康福利室へ報告すること。

(8) 受診対象者データの引渡しおよび受診票の作成にあたって、記載事項に不明な点がある場合には事前に確認すること。またデータの引渡し方法および作成対象者等を変更する場合は別途指示する。

(9) 受診時に受診対象者であるかの確認を要する場合があるので、従事する健診従事者は、確認方法を熟知し適切に対応すること。

11. 日程調整に関する事項

(1) 定期健康診断（胃検診を除く）、定期健康診断と胃検診同時実施および雇入時健康診断は、別紙「定期健康診断日程表」により実施するものとする。なお、健診場所の都合等により変更することがある。健診事業者の施設を協議のうえ健診場所として使用する場合は、別途指示する。また、受診できなかった職員については別途協議するものとする。

(2) 胃検診・胃がん検診の巡回日程（案）を作成する場合の留意事項

① 土曜日、日曜日、祝日は巡回日程に含めないこと。

② 予備日を3日程度設けること。

③ 事務局

ア 県庁を会場とし、2日程度の日程を組むこと。

なお、総合教育センター、県立図書館の巡回は実施しない。

イ 受付時間は、午前8時30分から午前11時までとするが、勤務の都合等により変更することがある。

④ 県立学校

ア 県立学校への出張日数は延べ70日程度とする。

イ 能登川を除く定時制高等学校については、「全日制＋定時制」の日程で2日ずつ組む。

- ・大津高等学校 + 大津清陵高等学校馬場分校
- ・瀬田工業高等学校全日制 + 定時制
- ・彦根工業高等学校全日制 + 定時制
- ・長浜北星高等学校全日制 + 定時制

特に、彦根工業高等学校全日制 + 定時制については、学校行事の都合により、9月に1日目、11月に2日目の日程で組むこと。

ウ 県立中学校、高等養護学校は同一敷地内の高等学校と同じ日とする。

- ・河瀬中学校 + 河瀬高等学校
- ・守山中学校 + 守山高等学校
- ・水口東中学校 + 水口東高等学校
- ・長浜北星高等学校 + 長浜北星高等養護学校
- ・甲南高等学校 + 甲南高等養護学校
- ・愛知高等学校 + 愛知高等養護学校
- ・北大津高等学校 + 北大津高等養護学校

エ 大津清陵高等学校(本校)は、通信制職員の勤務形態から月曜日および金曜日以外の日とする。

オ 野洲養護学校、三雲養護学校、草津養護学校、甲良養護学校については、受診予定者数が多いため、2日ずつ組む。

カ 盲学校は、寄宿舎職員の勤務形態から月曜日または金曜日とする。

キ 特別支援学校については、別途指示することがある。

ク 受付時間は原則として、午前8時00分から午前11時15分までとする。

対象者の多い学校、定時制高等学校については、受付時間の変更等について別途協議する。

⑤日程調整(案)の作成にあたっては、過去の日程にとらわれず、実態に合わせて最適な日程を組むこと。

(3) B型肝炎予防接種の日程については別途指示する。

(4) 県立学校からの日程変更や問い合わせについては、健康福利室で調整するので変更等の申出には応じないこと。

(5) 提出された日程調整(案)は、再調整等により変更する場合があるが、その場合は別途指示する。

12. 配車に関する事項

- (1) 健診は、教育委員会事務局、県立学校を検診車により巡回して実施するものとする。
- (2) X線撮影については、時間内に効率良く行えるよう配置車輛を考慮すること。
- (3) 配車に関する事故の発生等については、速やかに健康福利室へ報告すること。
- (4) 配車および健診会場の設営に関して、現地の状態が把握できないときは、事前に現地確認を行い、当日の健診実施には支障が無いよう配慮すること。
- (5) 配車に関して、巡回場所により検診車の規模を指定する場合があるので、その場合は別途指示する。

13. 検査に関する事項

- (1) 受付職員を置くとともに各検査に必要な資格を有する職員を配置すること。
- (2) 検査に必要な各種機器は、すべて健診業者で準備すること。また、使用する機器の選定および健診の実施にあたっては、環境に配慮したものとなるよう留意すること。
- (3) 健診の実施場所および検診車の駐車場所については、県庁実施については健康福利室、県立学校については各学校に、事前に確認すること。

また、県庁で実施する健診において、電気を使用する検査機器については、その電圧、ワット、アンペア、相数について〈別表2〉により事前に健康福利室へ報告すること。

(4) 健診実施においては、予備の健康診断受診票を準備すること。

(5) 健診実施においては、定期健康診断日程表に基づく開始時間において、交通事情等による遅延や事故が発生した場合は、速やかに健康福利室および予定校に対し連絡を行い、健康福利室の指示を仰ぐとともに適切な対応を行うこと。

(6) 問診

問診項目は、厚生労働省健康局発行の「標準的な健診・保健指導プログラム」の標準的な質問票の項目のほか、健診に必要な質問項目とする。

(7) 身長・体重（BMI 計算）

正確なBMIを算出するため、体重にあつては100Kg以上も計測可能な機器により検査を実施すること。

(8) 胸部X線検査

①女性が速やかに受診できるよう、胸部X線撮影にあつては検診車に検診用着衣を用意すること。

②撮影時に生殖器等を放射線から防護できる用具等を準備し、受診対象者から申出があつた時には使用できるようにすること。

③不鮮明な画像による結果の判定は行わないこと。また、結果判定ができないというような事故のないよう撮影機器の取扱い等には細心の注意を払うこと。

なお、万一健診業者の瑕疵による結果の判定ができない事故が発生した場合には、健診業者の費用負担により再検査を行うものとし、健康福利室および所属長ならびに本人に対し、再実施の調整を行うものとする。

(9) 腹囲

①メタボリックシンドロームの診断基準に基づき、立位、軽呼気時、臍レベルで測定する。脂肪蓄積が著明で臍が下方に偏位している場合は肋骨下縁と前上腸骨棘の midpoint の高さで測定すること。「標準的な健診・保健指導プログラム」を参考とすること。

②計測については、女性受診者への配慮のため、必ず女性スタッフを配置すること。

(10) 血圧

初回検査の結果、高値の者は5分間安静後に再測定を行うこと。

(11) 心電図検査

①12誘導により実施すること。

②検査については、女性受診者への配慮のため、必ず女性スタッフを配置すること。

(12) 眼底検査

前年度の血液検査の数値および、健診当日の血圧の数値により、眼底検査の対象者において実施すること。それぞれの数値については別途指示する。

(13) 追加問診

追加問診項目〈別表8〉を受診票に印刷し実施するとともに、個人への結果通知書の裏面に「睡眠問診の結果(不眠尺度)の見方」〈別表9〉を印刷すること。

(14) 胃検診

①撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たすものを使用すること。

②撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。
(デジタル撮影 8方向)により実施すること。

③8枚全てが適切な画像であること。

- ④造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150ml とする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。
 - ⑤撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得することとし、報告を求めた場合は撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告すること。
 - ⑥不鮮明な画像による結果の判定は行わないこと。また、結果判定ができないというような事故のないよう撮影、現像機器には細心の注意を払うこと。
なお、万一健診業者の責任による結果の判定ができない事故が発生した場合には、健診業者の費用負担により再検査を行うものとし、健康福利室および所属長ならびに本人に対し、再検査の調整を行うものとする。
- (15) 身体に障害のある職員の健診にあつては、検査可能な設備を備えた健診業者の施設がある場合は、健診場所として別途指示する場合がある。（予定人数は若干名とする。）
- (16) 検査全般において、私物の電子機器等の使用や私語など、誤解を招く行為を慎み、誠意をもって適切に行うこと。
- (17) 検査に関する事故等については、速やかに健康福利室へ報告すること。

14. 結果の判定に関する事項

- (1) 判定については、別途指定する基準により行うこと。
- (2) (1)にない検査項目の判定については、別途協議のうえ決定するものとする。
- (3) 胸部X線検査の判定については、専門の医師（呼吸器系）の二重読影により行うものとし、必要に応じて過去に撮影したデジタル画像との比較読影を行うこと。また、判定を行った医師について、その氏名を結果納品時に健康福利室に報告すること。
- (4) 心電図検査の判定については、専門の医師（循環器系）により行うものとする。また、判定を行った医師について、その氏名を結果納品時に健康福利室に報告すること。
- (5) 胃部X線検査の判定については、専門の医師（消化器系）の二重読影により行うものとし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医とすること。また、判定を行った医師について、その氏名を結果納品時に健康福利室に報告し、さらに報告を求めた場合は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医師数を報告すること。必要に応じて、過去に撮影した画像等と比較読影をすること。
- (6) 総合判定（健康管理指導区分判定等）および診断区分判定について
 - ①事務局、県立学校（定期健康診断）
健診業者の医師により総合判定を行い、各種結果帳票を作成すること。
後日、受診者の指導区分を産業医が変更した場合、変更後の指導区分の入力が必要となる場合がある。
 - ②事務局（胃がん検診）、県立学校（胃検診）、派遣職員（定期健康診断、胃がん検診）、雇入時健康診断
健診業者において診断区分判定を行い、結果票を作成すること。
- (7) その他の結果判定についても適正に処理するものとする。
- (8) 結果判定に関する事故等については、速やかに健康福利室へ報告すること。
- (9) 結果判定方法について変更する場合は、別途指示する。

15. 健康診断結果ならびに成果物に関する事項

- (1) 各健診後、速やかに各実施日ごとに健康診断個人票、有所見者一覧表、各個人への結果通知書等を作成の上、報告または納品すること。
 - ①定期健康診断（胃検診を除く）

ア 事務局

(a) 各実施日ごとに、実施日から14日以内。

健康診断個人票	2部
有所見者一覧表	1部
胸部X線検査電子媒体(要精密検査者)	1式
X線所見票	1式
心電図検査票	1式
眼底検査票	1式
眼底写真(要精密検査者)	1式
胸部結果報告書	2部
胸部所見一覧表	1部
個人への結果通知書	個人ごとに封書
定期健康診断事後措置報告書(別表4)	2部
健診結果データ(追加問診含む。電子媒体)	1式

(b) 定期健康診断終了後

健診結果データ(事務局分をまとめる。追加問診含む。電子媒体)	1式(※3回)
--------------------------------	---------

※健診結果データは8月頃、11月頃、1月頃の3回納品すること。各時期に納品するまでに、健診業者の施設等で職員が定期健康診断を受診した場合、その職員の健診結果データも含めて納品すること。

(c) 追加問診は定期健康診断の問診と同時に行い、結果は定期健康診断結果データ(電子媒体)および、各個人への結果通知書に追加問診結果の合計点数のみを記載すること。

イ 県立学校

(a) 各実施日ごとに、実施日から14日以内。

健康診断個人票	3部
(うち1部は学校ごとに編綴すること)	
有所見者一覧表(学校ごとに作成)	1部
胸部X線検査電子媒体(要精密検査者)	1式
X線所見票	1式
心電図検査票	1式
眼底検査票	1式
眼底写真(要精密検査者)	1式
胸部結果報告書	2部
胸部所見一覧表	1部
個人への結果通知書	個人ごとに封書
定期健康診断事後措置報告書(別表4)	2部
(うち1部は学校ごとに編綴すること)	
健診結果データ(追加問診含む。電子媒体)	1式

(b) 定期健康診断(胃検診を除く)終了後

健診結果データ(県立学校分をまとめる。追加問診含む。電子媒体)	1式(※3回)
---------------------------------	---------

※健診結果データは8月頃、11月頃、1月頃の3回納品すること。各時期に納品するまでに、健診業者の施設等で職員が定期健康診断を受診した場合、その職員の健診結果データも含めて納品すること。

- (c) 追加問診は定期健康診断（胃検診を除く）の問診と同時に行い、結果は定期健康診断結果データ（電子媒体）および、各個人への結果通知書に追加問診結果の合計点数のみを記載すること。

ウ 派遣職員

各実施日ごとに、実施日から14日以内

健康診断個人票	2部
有所見者一覧表	1部
個人への結果通知書	個人ごとに封書
胸部X線検査電子媒体(要精密検査者)	1式
胸部結果報告書	2部
胸部所見一覧表	1部
心電図検査票	1式
眼底検査票	1式
眼底写真(要精密検査者)	1式

②胃検診（県立学校は定期健康診断、事務局および派遣職員は胃がん検診として実施）

ア 事務局

各実施日ごとに、実施日から21日以内

受診者一覧表	1部
有所見者一覧表	1部
要精密検査者検診票（胃部検査票）の写し	2部
胃部X線検査電子媒体(要精密検査者)	指示した場合
各個人への結果通知書	個人ごとに作成

イ 県立学校

(a) 各実施日ごとに、実施日から21日以内

受診者一覧表	1部
有所見者一覧表	1部
要精密検査者検診票（胃部検査票）の写し	1部
胃部X線検査電子媒体(要精密検査者)	指示した場合

(b) 各実施日ごとに、実施日から21日以内に各学校長あて親展文書として送付すること。

受診者一覧表	1部
各個人への結果通知書	個人ごとに作成
（要精密検査者については、封書で納品。要精密検査者への通知については、別途指示する。）	

ウ 派遣職員

各実施日ごとに、実施日から21日以内に健康福利室へ送付すること。

受診者一覧表	2部
各個人への結果通知書	個人ごとに作成
有所見者一覧表	1部
要精密検査者検診票の写し	1部

③B型肝炎

ア B型肝炎検査

(a) 各実施日ごとに、実施日から14日以内

受診者別個人結果一覧表	1部
-------------	----

(b) 個人あての結果票については、別途指示する。

(c) 定期健康診断（胃検診を除く）と同日程で行うこととするが、検査結果は定

期健康診断結果とは別帳票とし、定期健康診断個人票等に結果を記載しないこと。

イ 予防接種

予防接種の実施結果および実施記録等を報告すること。

- ・報告様式および部数ならびに報告期限は別途指示する。
- ・報告内容は予防接種を受けた者の氏名、実施年月日、Lot No、接種した医師氏名、その他必要事項とするが、詳細は別途指示する。

④ C型肝炎

ア C型肝炎検査

- (a) 検査結果を各実施日ごとに、実施日から14日以内
- (b) 報告の様式等については別途指示する。
- (c) 定期健康診断（胃検診を除く）と同日程で行うこととするが、検査結果は定期健康診断結果とは別帳票とし、定期健康診断個人票等に結果を記載しないこと。

⑤ 雇入時健康診断（教職員課担当）

ア 各実施日ごとに下記のものについて報告すること。

(a) 実施日から14日以内

胸部X線検査電子媒体(要精密検査者)	1式
心電図検査票	1式
健康診断個人票	3部
各個人への結果通知書	個人ごとに封書
有所見者一覧表	1部

(b) 雇入時健診終了後、14日以内

健診結果データ(電子媒体)	1式
---------------	----

- (2) 各健診の全日程終了後、速やかに全体の健診結果集計表を提出すること。
なお、集計にあたっては〈別表3〉に準じて作成すること。派遣職員については、派遣所属毎に同様に作成すること。
- (3) 労働安全衛生規則第52条に定める、定期健康診断結果報告書が作成できる資料を提出すること。（ただし、派遣職員は除く）
- (4) 定期健康診断の未受診者（派遣職員を除く）の報告書を定期健康診断（胃検診を除く）終了後、3週間以内に〈別表5〉と〈別表6〉および〈別表7〉に準じて作成すること。ただし、未受診者については追加健診日までにデータで報告すること。
- (5) 単年管理、健診結果別グループ管理、統計処理が可能な「健康診断支援システム」とそのシステムに対応する各健診結果データの納品については、各健診終了後速やかに行うこと。（ただし、派遣職員は除く）
- (6) 各健診結果について、条件別検索結果データを媒体等で別に請求する場合がある。詳細は別途指示する。
- (7) X線検査電子媒体等について、要精密検査者以外の者について別に請求することがある。詳細は別途指示する。
- (8) 健康診断結果および成果物の納品について変更する場合がある。その場合は別途指示する。
- (9) 本委託にかかる健康診断結果および成果物は個人情報に当たることから、取扱いには十分注意すること。また、原則として各個人あて結果票の再発行は認めないので留意すること。

16. 見積項目および予定件数等

定期健康診断および胃検診の所属ごとの予定件数については、「令和8年度学校別受診予定者数」〈別表10〉を参考にすること。

(1) 定期健康診断（胃検診を除く）

胸部X線検査[デジタル撮影]	予定件数： 5, 300人
腹囲計測	予定件数： 4, 500人
視力検査	予定件数： 4, 500人
血圧測定	予定件数： 4, 500人
尿検査(蛋白・糖)	予定件数： 4, 500人
聴力検査(35歳、40歳および45歳以上等)	予定件数： 3, 000人
心電図検査	予定件数： 4, 500人
血液検査	
貧血検査(RBC, Hb)	予定件数： 4, 500人
肝機能検査(AST(GOT), ALT(GPT), γ -GTP)	予定件数： 4, 500人
血中脂質検査(HDL-ch, LDL-ch, TG)	予定件数： 4, 500人
血糖検査(HbA1c [ヘモグロビンA1c])	予定件数： 4, 500人
追加問診	予定件数： 4, 490人
診断区分判定料（派遣職員）	予定件数： 10人
総合判定（健康管理指導区分判定）料（事務局・県立学校）	予定件数： 4, 500人
医師出動料（一日）	40日
医師出動料（半日）	4日
出張料	44日

(2) 胃検診

事務局および派遣職員：胃がん．県立学校：定期健康診断	予定件数： 1, 330人
医師出動料（半日）	68日

(3) B型肝炎検査

HBs抗原抗体検査（定量）	予定件数： 60人
B型肝炎予防接種（3回）	予定件数： 延べ30人
医師出動料（半日）	予定件数： 3日

(4) C型肝炎検査

HCV抗体検査（AXSYM法）	予定件数： 15人
HCV RNA核酸増幅検査	予定件数： 1人

(5) 雇入時健康診断（市町立学校臨時職員）	予定件数： 215人
診断区分判定料（市町立学校臨時職員）	予定件数： 215人

(6) その他

予定件数は、受診見込み人数であり、健診における実施人数を保証するものではないので、承知のうえ見積ること。

17. 健康診断支援システムの提供

「健康診断支援システム」を提供し、各健診終了後、結果を電子媒体により納品すること。

このシステムにかかる開発、メンテナンス等の費用が必要な場合は、見積単価に含める

こと。なお、支援システムは、以下のような条件を満たすこと。

- (1) 性別年齢階級別学校別各項目別など複数の条件による統計処理ができること。
- (2) マイクロソフト社エクセルによる集計、グラフ化処理ができること。
- (3) パスワードによるアクセス制限等個人情報保護への配慮がされていること。
- (4) システムはマイクロソフト社ウィンドウズ 10Pro に対応していること。

18. 健康診断の記録の提供等

- (1) X線検査電子媒体等の提供について、職員の精密検査および判定結果の確認等のため、必要であると認めた場合については提出すること。また、契約期間が満了した場合においても、5年間、同様の取扱いとする。なお、詳細については別途協議するものとする。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、健康診断の記録をデータで医療保険者へ提供するので対応できるようにすること。詳細は別途指示する。

19. その他

- (1) 本委託の実施に関しては、感染症への感染予防対策に十分留意すること。
- (2) 本委託の処理に関し事故が発生したときは、遅滞なくその状況を書面で報告し、健康福利室の指示を受けなければならない。
- (3) 本委託の健康診断の受診者に、健診に起因する疾病または障害等の身体の異常が生じたときは、健診業者は当該受診者に対して損害賠償をしなければならない。
- (4) 本委託の実施に関して知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (5) 教育委員会において実施した健康診断関連書類の保存年限は労働安全衛生法に基づき 5 年としている。過年度において実施し、廃棄年度となった X 線検査電子媒体等は、適切に処分すること。詳細は別途指示する。
- (6) この仕様書に定めのない事項、また疑義のある事項については、別途協議のうえ定める。

〈別表1〉教育委員会事務局および県立学校、所属名、所属コード（4桁）、住所一覧

	コード	所属名	郵便番号	住所
		教育委員会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1
1	MA00	教育総務課		
2	MA02	人権教育課		
3	MA03	教職員課		
4	MA0305	教職員課健康福利室		
5	MA06	生涯学習課		
6	MA08	保健体育課		
7	MA09	高校教育課		
8	MA10	幼小中教育課		
9	MA11	特別支援教育課		
10	MA30	総合教育センター	520-2321	野洲市北桜978-95
11	MA31	図書館	520-2122	大津市瀬田南大萱1740-1
12	MA33	びわ湖フローティングスクール	520-0047	大津市浜大津五丁目1-7

※びわ湖フローティングスクールについては、教育委員会事務局での実施とする。

	コード	学校名	郵便番号	住所
1	MA40	膳所高等学校	520-0815	大津市膳所二丁目11-1
2	MA41	堅田高等学校	520-0802	大津市本堅田三丁目9-1
3	MA42	東大津高等学校	520-2122	大津市瀬田南大萱町1732-2
4	MA47	北大津高等学校	520-0246	大津市仰木の里一丁目23-1
	MB77	北大津高等養護学校		
5	MA43	大津高等学校	520-0802	大津市馬場一丁目1-1
6	MA44	石山高等学校	520-0844	大津市国分一丁目15-1
7	MA45	瀬田工業高等学校(全)	520-2132	大津市神領三丁目18-1
	MB30	瀬田工業高等学校(定)		
8	MA46	大津商業高等学校	520-0037	大津市御陵町2-1
9	MA48	彦根東高等学校	522-0061	彦根市金亀町4-7
10	MA52	河瀬高等学校	522-0223	彦根市川瀬馬場町975
	5211	河瀬中学校		
11	MA88	彦根翔西館高等学校	522-0033	彦根市芹川町580
12	MA50	彦根工業高等学校(全)	522-0222	彦根市南川瀬町1310
	MA94	彦根工業高等学校(定)		
13	MA89	長浜北高等学校	526-0033	長浜市平方町270
14	MA55	長浜農業高等学校	526-0824	長浜市名越町600
15	MA56	長浜北星高等学校(全)	526-0036	長浜市地福寺町3-72
	MA95	長浜北星高等学校(定)		
	MB96	長浜北星高等養護学校		
16	MA58	八幡高等学校	523-0031	近江八幡市堀上町105
17	MA59	八幡工業高等学校	523-0816	近江八幡市西庄町5
18	MA60	八幡商業高等学校	523-0895	近江八幡市宇津呂町10
19	MA62	八日市高等学校	527-0022	東近江市八日市上之町1-25
20	MA63	八日市南高等学校	527-0032	東近江市春日町1-15
21	MA65	草津東高等学校	525-0025	草津市西渋川二丁目8-65
22	MA66	草津高等学校	525-0051	草津市木川町955-1
23	MA64	玉川高等学校	525-0058	草津市野路東三丁目2-1

	コード	学 校 名	郵便番号	住 所
24	MA67	湖南農業高等学校	525-0036	草津市草津町 1839
25	MA68	守山高等学校	524-0022	守山市守山三丁目12-34
	5212	守山中学校		
26	MA69	守山北高等学校	524-0004	守山市笠原町1263
27	MA70	栗東高等学校	520-3016	栗東市小野618
28	MA71	国際情報高等学校	520-3016	栗東市小野36
29	MA72	野洲高等学校	520-2341	野洲市行畑二丁目9-1
30	MA78	石部高等学校	520-3112	湖南市丸山二丁目3-1
31	MA73	甲西高等学校	520-3231	湖南市針1
32	MA74	水口高等学校	528-0022	甲賀市水口町梅が丘3-1
33	MA75	水口東高等学校	528-0073	甲賀市水口町古城が丘7-1
	5213	水口東中学校		
34	MA76	甲南高等学校	520-3301	甲賀市甲南町寺庄427
	MB97	甲南高等養護学校		
35	MA77	信楽高等学校	529-1851	甲賀市信楽町長野317-1
36	MA79	日野高等学校	529-1642	蒲生郡日野町上野田150
37	MA80	能登川高等学校(全)	521-1235	東近江市伊庭13
	MB31	能登川高等学校(定)		
38	MA81	愛知高等学校	529-1331	愛知郡愛荘町愛知川102
	MB98	愛知高等養護学校		
39	MA87	伊吹高等学校	521-0226	米原市朝日302
40	MA82	米原高等学校	521-0092	米原市西円寺1200
41	MA83	虎姫高等学校	529-0112	長浜市宮部町2410
42	MA84	伊香高等学校	529-0425	長浜市木之本町木之本251
43	MA85	高島高等学校	520-1621	高島市今津町今津1936
44	MA86	安曇川高等学校	520-1212	高島市安曇川町西万木1168
45	MA96	大津清陵高等学校(昼)	520-0867	大津市大平一丁目14-1
	MA99	大津清陵高等学校(通)		
46	MA97	大津清陵馬場分校(夜)	520-0802	大津市馬場一丁目1-1
47	MB40	盲学校	522-0054	彦根市西今町800
48	MB45	聾話学校	520-3014	栗東市川辺664
49	MB54	野洲養護学校	520-2301	野洲市小南588
		北桜校舎	520-2322	野洲市北桜978-2
50	MB60	八日市養護学校	527-0086	東近江市上平木町290
51	MB56	守山養護学校	524-0022	守山市守山五丁目6-20
52	MB65	三雲養護学校	520-3233	湖南市柑子袋1546
		紫香楽校舎	529-1803	甲賀市信楽町牧1019-2
53	MB70	北大津養護学校	520-0353	大津市伊香立向在地町25
54	MB75	長浜養護学校	526-0806	長浜市今町920
55	MB80	鳥居本養護学校	522-0004	彦根市鳥居本町1431-2
56	MB85	草津養護学校	525-0072	草津市笠山八丁目3-111
57	MB90	甲良養護学校	522-0252	犬上郡甲良町金屋1798
58	MB95	新旭養護学校	520-1512	高島市新旭町太田988-6

	コード	所 属 名	郵便番号	住 所
1		市町立学校臨時職員	520-8577	大津市京町4丁目1-1

・変更、追加がある場合は、別途通知する。

〈別表 2〉

使用機器名	容量 (W)	電圧 (V)	電流 (A)	相 数
胸部 X 線車				
自動身長体重計				
自動血圧計				
視 力 計				
オージオ計				
心 電 計				
胃部 X 線車				
眼底カメラ				

※主たる機器を記載しているので、必要に応じて使用する機器を報告すること。

〈別表3〉

1 受診者総数

項目	受診者数		
	男	女	計
合計			

2 肥満度 (BMI)

項目	性別	受診者数 (人)	18.5未満	18.5以上 25.0未満	25.0以上
			(人)	(人)	(人)
計	男				
	女				
合計					

3 視力

項目	受診者数		
	男	女	計
合計			

4 腹囲

項目	性別	受診者数 (人)	85cm(男性) 90cm(女性) 未満	85cm(男性) 90cm(女性) 以上
			(人)	(人)
計	男			
	女			
合計				

5 聴力 (会話法)

6 聴力 (1,000Hz)

7 聴力 (4,000Hz)

項目	性別	受診者数 (人)	異常なし	有所見者数
			(人)	(人)
計	男			
	女			
合計				

8 胸部X線検査（結核の有無）

項目	性別	受診者数 (人)	異常を 認めず	精密検 査不要	要観察	要精密検査		循環器 につき 要精検
						肺結核 疑 ※		
計	男							
	女							
合計								

※判定区分が「要精密検査」であり、かつ「肺結核を疑わせる陰影」の所見があった者

9 血圧

項目	性別	受診者数 (人)	正常域 (人)	境界域 (人)	高血圧 (人)
計	男				
	女				
合計					

10 尿蛋白

11 尿糖

項目	性別	受診者数 (人)	— (人)	+ (人)	++ (人)	+++ (人)	陽性率 (%)
計	男						
	女						
合計							

12 心電図

項目	性別	受診者数 (人)	正常 範囲内 (人)	有所見 正常範囲 (人)	経過観察 (人)	要精密検 査 (人)
計	男					
	女					
合計						

13 眼底検査

項目	性別	受診者数 (人)	正常 範囲内 (人)	要経過観 察 (人)	要精密検 査 (人)	要医療 (人)
計	男					
	女					
合計						

14 胃検診

項目	性別	受診者数 (人)	異常 なし	有所見者			
				有所見	要精密 検査	他臓器 要精検	要精検 +他臓器要精検
計	男						
	女						
合計							

15 貧血 (RBC, Hb)

16 肝機能 (AST(GOT), ALT(GPT), γ -GTP)

17 血中脂質 (LDL-ch(LDL コレステロール), HDL-ch(HDL コレステロール), TG(中性脂肪))

18 血糖 HbA1c (ガリコヘモグロビン)

19 血清クレアチニン(eGFR)

項目	性別	受診者数 (人)	正常域 (人)	要指導 (人)	要医療 (人)
計	男				
	女				
合計					

20 B型肝炎検査 (HBs 抗原)

21 B型肝炎検査 (HBs 抗体)

項目 年齢階層	性別	受診者数 (人)	-	±	+
			(人)	(人)	(人)
計	男				
	女				
合計					

22 追加問診

睡眠時間	睡眠時間 4 時間未満	睡眠時間 4 時間 以上 5 時間未満	睡眠時間 6 時 間以上	計
回答者(人)				

アテネ不眠尺度	1 点 ~ 3 点	4 点 ~ 5 点	6 点以上	計
回答者				

年度 定期健康診断 事後措置報告書

安全衛生管理責任者
健康福利室長 様

学校コード
学校名
学校長名

学校コード				A表 必要な職員について記入してください							B表				
				9月下旬までに健康福利室へ 提出日： 年 月 日							1月下旬までに健康福利室へ 提出日： 年 月 日				
学校				衛生管理者様：記入後は健康福利室へコピー(全体をA4サイズに縮小)を提出してください。(公印不要)							衛生管理者様：事後措置記入後は、健康福利室へ原本を提出してください。(公印不要)				
健診日	職員番号	氏名	前年度指導区分	今年度指導区分	要医療域該当者(注1)	本人報告の提出(注2)	指導区分(変更がある場合のみ記入)(注3)	受診の上、本人報告または主治医意見が必要な項目(要本人報告：○印 要主治医意見：△印)(注4)	事後措置(実施した場合のみ記入)(注5)	指導区分(変更がある場合のみ記入)	医療機関の受診	事後措置(該当番号に○をつける)		備考	
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			
						有・無		1.血圧 2.心電図 3.貧血 4.肝機能 5.血液脂質 6.血糖 7.腎機能 8.治療中の疾患() 9.その他()	<input type="checkbox"/> 就業制限指示 <input type="checkbox"/> 産業医面接 <input type="checkbox"/> その他()		有・無	1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()			

*注1： 要医療域該当者には、健康診断結果を返却する際に、衛生管理者より受診勧奨とともに『(受診結果報告 様式第2号)医療機関受診報告書(令和 年度定健)本人記入用』をお渡ししています。

*注2： 『(受診結果報告 様式第2号)医療機関受診報告書 (令和 年度定健)本人記入用』による受診報告書の提出の有無を指します。

*注3： 指導区分の判定において、メンタル面で指導区分がある場合は、身体面とメンタル面を総合的に判断した上で判定をお願いします。

*注4： 本人報告(『(受診結果報告 様式第2号)医療機関受診報告書 (令和 年度定健)本人記入用』)の提出が「要」の場合は、必要な項目について○印をお願いします。○印のある項目について、本人記入用の文書を健康福利室が作成します。
『(受診結果報告 様式第1号)医療機関受診結果票(令和 年度 県立学校定期健康診断)』による主治医の意見が必要な場合、△印をお願いします。△印がある項目について、主治医あて文書を健康福利室が作成します。
就業上の指導が必要と判断される疾患を中心にお願いします。

*注5： 就業制限指示は、『(受診結果報告 様式第1号)医療機関受診結果票(令和 年度 県立学校定期健康診断)』、『(受診結果報告 様式第2号)医療機関受診報告書(令和 年度定健)本人記入用』、『(事後措置報告 様式第2号)就業制限報告書』のいずれかへの記載をお願いします。**健康管理指導区分：B1,B2,C1,C2は就業制限指示が必須です。**

年度定期健康診断未受診者報告書

安全衛生管理責任者
健康福利室長

1. 提出日:令和 年(年) 月 日
2. 提出日:令和 年(年) 月 日

所属コード

所属名

所属長名

産業医氏名

職員番号 氏名	未受診理由 (当該番号に ○をすること)	※以下項目は未受診理由が3の場合のみ記入			
		受診結果の有無	有所見項目	指導 区分	事後措置
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック 等で受診 (受診予定の場合: 2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無	1. 血圧 2. 心電図 3. 貧血 4. 肝機能 5. 血液脂質 6. 血糖 7. 腎機能 8. 治療中の疾患 () 9. その他 ()		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()

年度定期健康診断未受診者報告書 (胸部X線検査)

安全衛生管理責任者
健康福利室長

1. 提出日: 令和 年(年) 月 日
2. 提出日: 令和 年(年) 月 日

所属コード

所属名

所属長名

産業医氏名

職員番号 氏名	未受診理由 (当該番号に○をすること)	※以下項目は未受診理由が3の場合のみ記入		
		受診結果の有無	指導 区分	事後措置
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()
	1.妊娠(疑)・産休・育休 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診 (受診予定の場合:2026年 月頃) 4.その他()	有 ・ 無		1.就業制限 2.産業医面接 3.治療継続 4.経過観察 5.受診勧奨 6.指示・指導無し 7.その他()

※所属毎に作成のこと。定期健康診断のうち胸部X線検査を未受診(派遣職員を除く)の所属名、職員番号、氏名を印字すること。

(別表7)

(未受診報告 様式第3号)

年度 胸部X線検査未受診者報告書

安全衛生管理責任者
健康福利室長

1. 提出日: 年(年) 月 日
2. 提出日: 年(年) 月 日

所属コード

所属名

所属長名

職員番号 氏名	未受診理由 (当該番号に○をすること)	受診結果の有無 ※未受診理由が3の場合
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無
	1.妊娠(疑) 2.特休(病休等) 3.医療機関・人間ドック等で受診(受診予定の場合:令和 年 月頃) 4.任用時に提出済み 5.退職・任期満了 6.その他()	有 ・ 無

※所属毎に作成のこと。定期健康診断のうち胸部X線検査を未受診(派遣職員を除く)の所属名、職員番号、氏名 を印字すること。

〈別表8〉

■平日の平均睡眠時間 () 時間 (時間数は整数で記入してください。)

■過去1ヵ月間に、少なくとも週3回以上経験したものを選んでください。

1) 寝つきは(布団に入ってから眠るまで要する時間) ?

- 0 いつも寝つきは良い
- 1 いつもより少し時間がかかった
- 2 いつもよりかなり時間がかかった
- 3 いつもより非常に時間がかかったか、全く眠れなかった

2) 夜間、睡眠途中で目が覚めることは?

- 0 問題になるほどではなかった
- 1 少し困ることがあった
- 2 かなり困っている
- 3 深刻な状態か、全く眠れなかった

3) 希望する起床時間より早く目覚め、それ以上眠れなかったか?

- 0 そのようなことはなかった
- 1 少し早かった
- 2 かなり早かった
- 3 非常に早かったか、全く眠れなかった

4) 総睡眠時間は?

- 0 十分である
- 1 少し足りない
- 2 かなり足りない
- 3 全く足りないか、全く眠れなかった

5) 全体的な睡眠の質は?

- 0 満足している
- 1 少し不満
- 2 かなり不満
- 3 全く足りないか、全く眠れなかった

6) 日中の気分は?

- 0 いつもどおり
- 1 少しめいった
- 2 かなりめいった
- 3 非常にめいった

7) 日中の活動について(身体的および精神的)

- 0 いつもどおり
- 1 少し低下
- 2 かなり低下
- 3 非常に低下

8) 日中の眠気について

- 0 全くない
- 1 少しある
- 2 かなりある
- 3 激しい

〈別表9〉

【睡眠問診の結果（不眠尺度）の見方】

睡眠の問診項目の回答から、「不眠尺度」の点数を計算しています。「不眠尺度」の点数から、睡眠の状態が分かります。

「不眠尺度」とは、世界保健機構（WHO）が中心となって作成した世界標準の睡眠評価法です。以下に記載の判定から、自分の睡眠の状態を知りましょう。

不眠症は睡眠障害の症状の一つです。なかなか寝付けない、夜中に何度も目が覚めるなど、気になる症状が続く場合は専門医を受診しましょう。

不眠尺度の判定（不眠症の自己評価）

4点未満・・・睡眠がとれている

4点～5点・・・不眠症の疑いが少しある

6点以上・・・不眠症の可能性が高い

所属コード	学校名	受診予定者数	
		定期健康診断 (除胃検診)	胃検診
1	MA40 膳所高等学校	100	20
2	MA41 堅田高等学校	60	20
3	MA42 東大津高等学校	85	22
4	MA47 北大津高等学校	45	10
	MB77 北大津高等養護学校	25	10
5	MA43 大津高等学校	85	11
6	MA44 石山高等学校	115	11
7	MA45 瀬田工業高等学校(全)	90	30
	MB30 瀬田工業高等学校(定)	30	17
8	MA46 大津商業高等学校	75	15
9	MA48 彦根東高等学校	70	18
10	MA52 河瀬高等学校	70	20
	5211 河瀬中学校	15	10
11	MA88 彦根翔西館高等学校	100	11
12	MA50 彦根工業高等学校(全)	85	12
	MA94 彦根工業高等学校(定)	20	10
13	MA89 長浜北高等学校	70	18
14	MA55 長浜農業高等学校	60	16
15	MA56 長浜北星高等学校(全)	65	19
	MA95 長浜北星高等学校(定)	20	5
	MB96 長浜北星高等養護学校	30	10
16	MA58 八幡高等学校	75	21
17	MA59 八幡工業高等学校	70	20
18	MA60 八幡商業高等学校	65	20
19	MA62 八日市高等学校	70	12
20	MA63 八日市南高等学校	60	20
21	MA65 草津東高等学校	90	23
22	MA66 草津高等学校	70	15
23	MA64 玉川高等学校	70	15
24	MA67 湖南農業高等学校	60	15
25	MA68 守山高等学校	80	16
	5212 守山中学校	15	5
26	MA69 守山北高等学校	55	11
27	MA70 栗東高等学校	60	15
28	MA71 国際情報高等学校	75	15
29	MA72 野洲高等学校	50	10
30	MA78 石部高等学校	50	15
31	MA73 甲西高等学校	65	20
32	MA74 水口高等学校	50	15
33	MA75 水口東高等学校	60	15
	5213 水口東中学校	15	10
34	MA76 甲南高等学校	60	15
	MB97 甲南高等養護学校	30	15
35	MA77 信楽高等学校	40	10

所属コード	学校名	受診予定者数	
		定期健康診断 (除胃検診)	胃検診
36	MA79 日野高等学校	50	15
37	MA47 能登川高等学校(全)	45	10
	MB77 能登川高等学校(定)	30	5
38	MA81 愛知高等学校	55	10
	MB98 愛知高等養護学校	25	10
39	MA87 伊吹高等学校	60	10
40	MA82 米原高等学校	60	18
41	MA83 虎姫高等学校	75	16
42	MA84 伊香高等学校	50	16
43	MA85 高島高等学校	50	5
44	MA86 安曇川高等学校	55	20
45	MA47 大津清陵高等学校(昼)	30	10
	MB77 大津清陵高等学校(通)	20	10
46	MA97 大津清陵馬場分校(夜)	20	10
47	MB40 盲学校	65	25
48	MB45 聾話学校	90	30
49	MB54 野洲養護学校	280	50
50	MB60 八日市養護学校	160	45
51	MB56 守山養護学校	35	5
52	MB65 三雲養護学校	205	55
53	MB70 北大津養護学校	160	26
54	MB75 長浜養護学校	150	30
55	MB80 鳥居本養護学校	35	11
56	MB85 草津養護学校	250	65
57	MB90 甲良養護学校	150	40
58	MB95 新旭養護学校	65	20

所属コード	学校名	受診予定者数	
		定期健康診断	胃検診
1	MA00 教育総務課	300	60
2	MA02 人権教育課		
3	MA03 教職員課		
4	MA0306 健康福利室		
5	MA06 生涯学習課		
6	MA08 保健体育課		
7	MA09 高校教育課		
8	MA10 幼小中教育課		
9	MA11 特別支援教育課		
12	MA33 びわ湖フローティングスクール		
10	MA30 総合教育センター		
11	MA31 図書館	35	

※胃検診の受診予定者数は例年の受診状況を参考に算出。
 ※令和8年2月時点における見込みであり、人事異動等により増減があります。
 ※派遣職員10名分は含まれていません。

令和8年度県立学校職員・事務局職員等
定期健康診断日程表

巡回日	健 診 会 場	受付開始	受付終了
4月21日(火)	大津高等学校・大津清陵馬場分校	8:00~11:00	12:30~14:30
4月21日(火)	石山高等学校	10:00~12:00	14:00~16:00
4月22日(水)	長浜養護学校	8:00~11:00	13:00~16:30
4月23日(木)	三雲養護学校	8:00~13:00	14:30~17:00
4月24日(金)	膳所高等学校	8:30~12:00	13:30~15:00
4月24日(金)	高島高等学校	8:30~11:00	
	新旭養護学校	14:00~16:30	
4月27日(月)	聾話学校	10:00~13:00	
		14:30~16:30	
4月27日(月)	野洲高等学校	8:30~11:00	
	八幡高等学校	14:00~17:00	
4月27日(月)	彦根翔西館高等学校	10:00~13:00	
		14:30~16:30	
4月28日(火)	大津商業高等学校	8:00~11:00	
	大津清陵高等学校(昼・通)	14:00~16:30	
4月28日(火)	八日市高等学校	8:00~11:00	
	愛知高等学校・愛知高等養護学校	14:00~17:00	
4月28日(火)	八日市養護学校	8:00~11:00	
		13:00~16:30	
4月30日(木)	守山中学・高等学校	10:00~13:00	
		14:30~16:30	
4月30日(木)	甲良養護学校	8:00~11:00	
		13:00~16:30	
4月30日(木)	河瀬中学・高等学校	8:00~11:30	
	鳥居本養護学校	14:30~16:30	
4月30日(木)	長浜北高等学校	8:00~11:00	
	長浜農業高等学校	14:00~17:00	
5月1日(金)	水口高等学校	8:00~11:00	
	日野高等学校	14:00~16:30	
5月1日(金)	伊吹高等学校・長浜養護学校伊吹分教室	8:00~11:00	
	米原高等学校	14:00~17:00	
5月1日(金)	栗東高等学校	8:30~11:00	
	国際情報高等学校	14:00~17:00	
5月7日(木)	甲南高等学校・甲南高等養護学校	9:45~11:00	
		12:30~15:45	
5月7日(木)	北大津養護学校	8:00~11:00	
		13:00~16:30	
5月7日(木)	虎姫高等学校	8:00~11:00	
	伊香高等学校	14:00~16:00	
5月7日(木)	水口東中学・高等学校	8:00~11:00	

*右欄の時刻は、受付時間ですのでご注意ください。

令和8年度県立学校職員・事務局職員等
定期健康診断日程表

巡回日	健 診 会 場	受付開始	受付終了
5月8日(金)	信楽高等学校	8:00~11:00	
5月8日(金)	長浜北星高等学校(全・定) 長浜北星高等養護学校	10:00~13:00 14:30~16:30	
5月8日(金)	八幡商業高等学校 八幡工業高等学校	8:00~11:00 14:00~17:00	
5月11日(月)	石部高等学校・三雲養護学校石部分教室 甲西高等学校	8:00~11:00 14:00~16:30	
5月11日(月)	湖南農業高等学校 三雲養護学校 紫香楽校舎	8:00~11:00 15:30~17:00	
5月11日(月)	県庁(教職員課・特別支援教育課) 県庁(高校教育課・幼小中教育課)	8:30~11:30 13:00~15:45	
5月12日(火)	北大津高等学校・北大津高等養護学校	8:00~11:00	
5月12日(火)	守山北高等学校 守山養護学校 ※他校から受診の方は総合病院第4駐車場(有料)に駐車してください。	8:00~11:00 14:00~16:30	
5月13日(水)	草津養護学校	8:00~11:00 13:00~16:30	
5月14日(木)	瀬田工業高等学校(全・定)	10:00~13:00 14:30~16:30	
5月15日(金)	草津高等学校 玉川高等学校	8:00~11:00 14:00~17:00	
5月15日(金)	草津東高等学校 野洲養護学校	8:00~11:00 12:30~13:30 15:30~17:00	
5月18日(月)	彦根工業高等学校(全・定)	10:00~13:00 14:30~16:30	
5月18日(月)	野洲養護学校	8:00~11:00 14:00~17:00	
5月19日(火)	八日市南高等学校 能登川高等学校(全・定)	8:00~11:00 14:00~17:00	
5月20日(水)	総合教育センター 野洲養護学校	9:00~11:00 14:00~17:00	
5月21日(木)	安曇川高等学校 堅田高等学校	8:00~11:00 14:15~16:45	
5月22日(金)	盲学校 彦根東高等学校	8:00~10:30 13:30~17:00	
5月29日(金)	東大津高等学校 県立図書館	8:00~11:30 14:00~16:00	
6月8日(月)	県庁(教育総務課・生涯学習課・人権教育課) 県庁(女性職員)※男性職員は受診できません 県庁(保健体育課・フローティング)	8:30~11:30 13:00~14:00 14:00~15:45	
6月30日(火)	県庁(追加健診日)㊟	8:30~11:30	

*右欄の時刻は、受付時間ですのでご注意ください。